

令和6年横審第45号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年10月18日11時15分

愛知県立馬埵東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

船舶所有者	a	b
総トン数	2.8トン	
登録長	9.05メートル	6.26メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力		84キロワット

3 事実の経過

Aは、平成10年9月に進水した採介藻（潜水器）漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部左舷に舵輪、その左舷側に機関遠隔操縦レバー、舵輪前方にGPSプロッター、同後方に操縦席を備え、a受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和5年10月18日05時30分頃愛知県福江漁港を発し、立馬埼北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、06時00分頃漁場に到着して操業に従事した後、帰航のため福江漁港に向け、11時00分漁場を発進した。

a受審人は、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船に当たり、GPSプロッターを作動させ、渥美湾を南下し、11時09分半僅か過ぎ立馬埼灯台から039度（真方位、以下同じ。）1.3海里の地点で、針路を161度に定め、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

定針したのち、a受審人は、前方を一見して船舶を見かけなかったことから、福江漁港港口付近には他船はいないものと考え、同港口付近で錨泊中のBを見落とししたまま続航した。

11時14分僅か前a受審人は、立馬埼灯台から077度1.1海里の地点に達したとき、右舷船首4度340メートルのところに、Bを視認することができ、同船が錨泊中の船舶であることを示す黒色球

形形象物を表示していなかったものの、船首を同じ方に向けてほとんど移動しない様子から、錨泊中であることが分かり、その後Bの船首方を30メートル隔てて無難に航過する態勢であったが、依然として福江漁港港口付近には他船はいないものと思ひ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、針路を165度に転じたところ、近距離のところBに向首する態勢となり、同船に対し、衝突の危険を生じさせた。

こうして、a受審人は、11時15分僅か前船首方至近にBを認め、主機を中立運転として右舵一杯としたものの、効なく、11時15分立馬埼灯台から085度1.1海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷船首部がBの左舷中央部に前方から35度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成4年3月に進水したFRP製モーターボートで、船体中央部に操縦区画を配し、同区画前面右舷寄りに舵輪を設け、舵輪前方にGPSプロッター及び機関回転計、舵輪右舷側に機関遠隔操縦レバー、舵輪後方に椅子をそれぞれ備え、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和5年10月18日06時00分愛知県吉田港を発し、立馬埼東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、08時00分頃釣り場に到着し、移動しながら釣りを続け、10時15分衝突地点付近で、水深3メートルの海中に重さ約5 kilogramsの四ツ目錨を投入し、同錨に接続した直径20ミリメートル長さ20メートルの合成繊維製のロープを約10メートル繰り出して船首のクリートに係止し、錨泊中の船舶であることを示す黒色球

形形象物を表示しないまま、船首を020度に向け、機関を停止して錨泊を開始し、知人が船首で、自らが舵輪後方の椅子に腰を掛けてそれぞれ左舷方を向き、釣りを始めた。

b受審人は、11時14分僅か前前示衝突地点で、船首が020度を向いていたとき、左舷船首39度340メートルのところにAを視認することができ、その後無難に航過する態勢であった同船が近距離のところでは自船に向けて針路を転じ、衝突の危険を生じさせて接近する状況であったが、航行中の船舶が錨泊している自船を避けるものと思ひ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Aに対し、注意喚起信号を行わず、機関を始動して錨索の長さの範囲で移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けた。

こうして、b受審人は、11時15分僅か前同乗者の声を聞いて左舷方に目を向けたところ、至近に迫ったAを初めて認め、大声を出したものの、どうすることもできず、Bは、船首が020度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは左舷船首部外板に擦過傷を、Bは左舷中央部外板に破口等をそれぞれ生じ、b受審人が右肘関節部挫傷を、Bの同乗者が左下腿擦過傷等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、立馬埼東方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶に適用する定型的航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、立馬埼東方沖合において、福江漁港に向けて帰航中のAが、見張り不十分で、錨泊中のBに向けて近距離のところまで転針し、衝突の危険を生じさせたことにより発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、立馬埼東方沖合において、福江漁港に向けて帰航する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、福江漁港港口付近には他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、錨泊中のBに気付かず、同船に向けて近距離のところまで転針し、Bに対し、衝突の危険を生じさせて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人及びBの同乗者を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、立馬埼東方沖合において、釣りをしながら錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の船舶が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船と近距離のところから衝突の危険を生じさせて接近するAに気付かず、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自船の同乗者を負傷させ、自身も負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月26日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔